

大阪地方最低賃金審議会

第323回総会

議事録

平成29年度

大阪地方最低賃金審議会総会

第323回総会議事録

1 日 時

平成29年8月4日（金）午後3時00分～同3時10分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、表田委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、中井委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、西田委員、平岡委員、吉田（豊）委員

（事務局）

田畑局長、小島労働基準部長、田中賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、
那須専門官監督官、林最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定について

(開会 午後3時00分)

佐渡主任

では、定刻となりましたので、ただ今から大阪地方最低賃金審議会第323回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員4名、合計16名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、使用者を代表する吉田博子委員は所用のためご欠席でございます。また、古谷委員につきましては遅れておられるようでございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

それでは、議事1の大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

本年度は、大阪府最低賃金専門部会において、賃金に関する実態調査など統計資料のほか、意見書、総会における労働者を代表する方の意見聴取並びにビルメンテナンス業2社に対する事業場実地視察も踏まえ、5回の審議を重ねてまいりました。

その結果を事務局からご説明をお願いいたします。

田中課長

それでは、事務局からご報告いたします。

大阪府最低賃金の改正決定について報告をいたします。

テレビ報道等により既にご承知いただいているかと存じますが、昨日、専門部会の終了後、同会場において、大阪地方最低賃金審議会会長から大阪労働局長に答申を行っております。

最低賃金は、その周知が非常に重要であることを踏まえ、答申の機会も捉えて積極的に広報に取り組んだところ、テレビ報道等広く取り上げていただきました。

それでは、1ページの資料1をご覧ください。

大阪地方最低賃金専門部会では、特に女性労働者及びパート労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重な審議を重ね、全会一致で時間額909円、効力発生の日は法定どおりとするとの結論に至り、同日答申が行われました。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、同専門部会において全会一致で議決された場合は、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることについて、第321回大阪地方最低賃金審議会において了解事項として議決されていることを申し添えます。

また、答申には、働き方改革実行計画に記載した生産性向上の支援等を関係省庁が連携して早期に行うことを国に強く求めるとともに、影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、

履行確保に努めること、中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて省庁及び関連する団体等と連携し、より一層、計画的・効果的に周知し、利用・活用の促進に努めること、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注先に特段の配慮が行われることなどの要望事項が付記されています。

3ページの資料2が答申の写しとなります。

私からの説明は以上となります。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今のご報告のとおり、本年度、地域別最低賃金の改正につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づいて、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、本日の資料1、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議をもって当審議会としての答申が既に行われていることを報告いたします。

田畑局長

大阪労働局の田畑でございます。

大阪府最低賃金の改正決定につきまして、事務局を代表して一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれては、7月11日に諮問を申し上げて以来、精力的かつ熱心なご議論をいただきまして改定審議にご尽力を賜りました。会長からご報告のとおり、昨日、全会一致で答申を頂いており、改めて厚く御礼を申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を尊重し、異議申出に係る公示及び官報公示等所定の手続を進めてまいります。

また、発効した後におきましては、改正された最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申に併せてご要望いただいた事項につきましても、中小企業・小規模事業者の支援措置については、関係省庁とも調整の上、適切に対応するなど、委員の皆様のご意見をしっかり受けとめまして対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

服部会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

佐渡主任

大阪府最低賃金の今後の手続についてご説明を申し上げます。

昨日 8 月 3 日付けで審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたしました。

異議申出の締切日は 8 月 1 8 日金曜日となり、異議申出がございましたと、8 月 2 2 日火曜日に開催予定の本年度第 5 回目となる第 3 2 4 回総会におきまして、異議申出について諮問し、ご審議をお願いすることとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、最後に、労働者を代表する委員、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、使用者を代表する委員、何かございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

事務局から何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いをしたいと存じます。

次回の総会は、異議申出があれば、8 月 2 2 日火曜日午前 1 0 時から開催をすることといたします。

各委員の皆様には、大変暑い中、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。
お疲れ様でございます。

(閉会 午後3時10分)